7月から 国民年金保険料の納付が困難なときは免除申請の手続きを！

免除申請の対象になる人は

本人、本人の配偶者、世帯主の全員が次の項目に該当することが必要です。
（なお、学生の場合は、特例納付の規定が優先し、免除申請を受けることはできません。）

①前年所得が少ない人

前年所得などが定められた基準以下に該当することが必要です。
下の表「免除となる所得のめやす」を参考にしてください。

②失業などで保険料を納付することが困難な人

前年所得があっても、現在失業中である人（離職票・雇用保険受給資格者証のコピーがあれば、前年の所得は0円とみなします。）

③障害者または寡婦で、前年所得が125万円以下の人

免除となる所得のめやす

世帯員数	全額免除若年猶予	4分の3免除	半額免除	4分の1免除
標準4人世帯（夫婦子2人／子の1人は16歳以上23歳未満）	162万円	217万円	257万円	297万円
3人（扶養2人）	127万円	154万円	194万円	234万円
2人（夫婦のみ）	92万円	116万円	156万円	196万円
1人（単身世帯）	57万円	78万円	118万円	158万円

免除される期間は…1年毎申請

●承認期間は、7月から翌年6月までです。
●申請が遅れても7月までさかのぼって免除が受けられます。
●引き続き免除を希望される場合は7月に毎年更新が必要です（7月から新年度所得に切り替わるため）。
※保険料の納付は、2年間で時効となり納付できませんが、免除・猶予期間は承認後10年以内であれば、後から納付することができます（追納といいます）。

手続きは簡単！ ➡ **市役所で免除申請書に必要事項を記入するだけで済みます。**

なお、全額免除の継続審査希望者で承認された人は、手続きは不要です。

次の人は継続が適用されないため、平成24年7月以降に免除手続きを再度お願いします。
ア、失業などの理由により全額免除または納付猶予された人
イ、半額免除、4分の1免除、4分の3免除に承認された人
ウ、免除が却下された人

手続きに必要な物

①年金手帳
②認印
③平成24年1月1日以降に転入した人は、1月1日現在で住民登録をしている自治体が発行する所得証明書または確定申請書の写し（平成24年度所得）
※平成24年7月～平成25年6月の免除の場合、「平成23年中の所得証明」が必要です
④失業などを理由とする場合は次のいずれか
ア、雇用保険被保険者離職票
イ、雇用保険受給資格者証
ウ、貸付決定通知書
（離職者支援資金の貸付を受けた場合）

若年者納付猶予制度
（満30歳未満の人）

20歳代の若い人で、所得が一定額以上の世帯主（親など）と同居している場合には、保険料免除対象とはなりませんでした。

この「若年者納付猶予制度」では、30歳未満の人で本人および本人の配偶者の所得が全額免除基準の場合は、申請により月々の保険料が猶予されます。

●納付猶予制度の承認を受けた期間は、障害基礎年金や遺族基礎年金は保障されます。

◎問合せ先　国保年金課　医療・年金係　内線427

「免除」「学生納付特例」「若年者納付猶予」「未納」の違い

	老齢基礎年金を受けるための資格期間に	受け取る老齢基礎年金額は	障害(遺族)基礎年金を受けるための資格期間に	納める国民年金保険料(円)
全額免除	入ります	全額納めた場合の４／８として計算	入ります	0
３／４免除	入ります	全額納めた場合の５／８として計算	入ります	3,750
１／２免除	入ります	全額納めた場合の６／８として計算	入ります	7,490
１／４免除	入ります	全額納めた場合の７／８として計算	入ります	11,240
学生納付特例	入ります	年金額に反映しません	入ります	0
若年者納付猶予	入ります	年金額に反映しません	入ります	0
未　　納	入りません	年金額に反映しません	入りません	14,980

★免除、学生納付特例、納付猶予を受けた場合は、10年以内であれば遡って保険料の納付(追納)ができます。
ただし、３年目から追納する保険料には、「加算額」がつきますので、早めに納付してください。
(追納されると、年金額は減額計算されず通常の年金額が計算されます。)

★一部免除の場合は、２年以内にその保険料を納めなければ未納と同じ扱いとなります。

★追納する場合の納付書は、久留米年金事務所または市で再発行の申請が必要です。

◎**問合せ先**　久留米年金事務所　国民年金課　☎３３－６２０６
小郡市役所　国保年金課　医療・年金係　☎７２－２１１１ 内線４２７

障害基礎年金について

20歳から65歳までのまだ年金を受給されていない人
(働ける年齢にあるが、障害が原因で働けなくなった場合)

(１)障害基礎年金を受ける条件…次の３つの条件を満たすことが必要です。

①初診日において、国民年金の被保険者であるとき。(初診日は65歳まで)
第２号被保険者（厚年）や第３号被保険者のときに初診日がある場合は、年金事務所での手続きになります。

②障害認定日において、国民年金施行令別表(１級・２級)に定める程度の障害があるとき。
(障害認定日とは、初診日から原則１年６か月を経過した日となります。)
主治医の判断で１級・２級程度の障害になっている場合。(身体障害者手帳の等級とは異なります。)

③初診日の前日において、３分の２以上の納付があるとき。または直近１年間に未納がないとき。

(２)障害基礎年金額（受給額）

２級障害の場合…40年満額と同じ、年間786,500円が請求された翌月から支給されます。
１級障害の場合…２級障害の1.25倍の年間983,100円が支給されます。
なお、障害年金受給者によって生計を維持されている子(18歳に達する年度まで)がいると、加算があります。

年金に関する電話での相談

ねんきんダイヤル　**0570-05-1165**
※IP電話・PHSからは、「０３－６７００－１１６５」にお電話ください。

受付時間

月～金曜日	午前８時30分～午後５時15分	ただし、月曜日(月曜日が休日の場合は火曜日)は午後７時まで受付
第２土曜日	午前９時30分～午後４時	祝日および12月29日～１月３日はご利用いただけません

※おかけ間違いにご注意ください。
※通話料金は、一般の固定電話の場合、接続先に関わらず市内通話料金でご利用いただけます。
ただし、携帯電話の場合は全額発信者負担となります。

インターネットによる年金個人情報提供サービスについて

日本年金機構ホームページ(右記参照)から、ユーザーID・パスワードをお取りいただければ、同ホームページでいつでもご自身の年金加入記録をご覧いただけます。

日本年金機構ホームページ
http://www.nenkin.go.jp/